

千葉市水道局告示第58号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 11月 29日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	千葉県船橋市本町七丁目27番15号新船橋ビル
商号	株式会社タイコー
代表者	代表取締役 成田 誠
指定年月日	令和5年 10月 30日
指定番号	第521号